

キジハタの採捕制限に係る委員会指示の周知について

- 現在、漁業者が資源管理のために、自主規制でキジハタの小型魚（27cm未満）の再放流や種苗放流に取り組んでいる。
- 漁業者だけでなく一般の方にも 27cm未満のキジハタの採捕制限を適用する当委員会による委員会指示が鳥取県公報第9381号（令和4年3月11日付）にて告示された（7月1日から制限措置が開始）。
- 委員会指示の周知活動として、6月中に各漁協、釣具店等にチラシを配布する。

1. 鳥取県における漁業者による27cm未満魚再放流の自主規制に至る経緯と現状

- ・平成20年から小型魚保護のため、酒津（鳥取市）では22cm未満魚の保護を実施。
- ・平成23年の第1回鳥取県沿岸漁業調整協議会において、全長27cm未満魚の再放流を淀江（米子市）～賀露（鳥取市）で進めていくことが決定された。
- ・平成28年にキジハタの種苗放流の事業化を機に、県内全域の漁業者が全長27cm未満の小型魚の再放流に取り組んでいる。

所属	取組内容
鳥取県漁業協同組合	
田後漁業協同組合	
米子市漁業協同組合	全長27cm未満魚の再放流
赤崎町漁業協同組合	

2. 周知状況

- ・告示された委員会指示を各漁協、遊漁船業者、島根県水産課、兵庫県但馬水産事務所、鳥取県水産課、鳥取県境港水産事務所、鳥取県栽培漁業センター、鳥取県水産試験場に周知
- ・6月中にチラシ・ポスター（資料4-2）を、各漁協、釣具店、遊漁船業者、ポートパークへ配布する。

（参考）委員会指示の内容

鳥取海区漁業調整委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、きじはたの繁殖保護を図るために、その採捕について次のとおり指示する。

令和4年3月11日

鳥取海区漁業調整委員会会長 板倉高司

1 指示内容

鳥取県海面において船舶を使用して全長27センチメートル未満のきじはたは、採捕してはならない。また、意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

2 指示期間

令和4年7月1日から令和5年6月30日まで

(鳥取海区漁業調整委員会指示)

令和4年7月1日から **全長27cm未満のキジハタ**
(あこう、あかみず)は採捕禁止です！！



**キジハタの繁殖保護を図り、資源を持続的に利用するため、
 鳥取県沖合で27cm未満のキジハタを採捕した場合は、
 直ちに放流してください。**

※岸からの採捕は規制の対象外ですが、キジハタを守るために、できる限りのご協力をお願いします！
 ※漁業者は、キジハタの稚魚を放流して、資源管理に努めています。

浮袋が膨らんだキジハタは、
 エア抜きをして放流しましょう。

鳥取海区漁業調整委員会事務局
 TEL : 0857-26-7318
 FAX : 0857-26-8131